

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう

平成23年 12月25日

(2011年) 毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

第1818号

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

【創刊50周年特別企画号】
全国市議会旬報は本年7月
で創刊50周年を迎えました。
本紙では50周年の記念とし
て、過去10年の歴代会長よ
り寄稿いただきましたので
2～5面へ掲載いたします。

本会の機関紙「全国市議会
旬報」が昭和36年7月の第1
号発行以来、本年7月の第1
801号をもって、記念すべ
き創刊50周年を迎えました。
これも、ひとえに歴代会長を
はじめ、本旬報に対する関係
各位の深いご支援、ご協力の
賜物と心より感謝申し上げます。



「全国市議会旬報」は本年7月をもって、創刊50周年を迎えることができました。昭和36年7月5日の創刊以来、号数を重ねてこられたのも、ひとえに関係各位のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。本年の最終発行号となります今号では、50周年を迎えた本年をはじめとして過去10年を1つの区切りとして捉え、本会の歴史を振り返ってみたいと思います。本紙紙面を通じて、本会の歩みを振り返っていただく方々は、五本幸正氏、藤田博之氏、国松誠氏、片山尹氏の歴代会長。関谷博・現会長には今後の抱負を表明していただきました。【2面から5面にかけて歴代会長から寄せていただきました所感を掲載しております】

創刊50周年にあたって

全国市議会議長会会長

関谷 博

次第であります。

本年を振り返りますと、国難ともいえる東日本大震災の発生、加えて福島第一原子力発電所の事故、さらには集中豪雨や台風により、多くの自治体が甚大な被害を受けるといふ、極めて厳しい1年となりました。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を祈念いたします。

厳しい情勢の続く中、全国市議会議長会としては直面する多くの課題に対し、これからは果敢に取り組んでいかななくてはなりません。

1点目として、東日本大震災からの復旧・復興についてであります。被災地の復旧・復興は最重要課題でもあり、今後とも我々市議会が一

市民とともに歩む議会を目指して

結びに、下関市議会では、「市民とともに歩む議会」を確立するため現在、議会基本条例の制定を目指しております。

「市民に開かれたわかりやすい議会」を実現するためにも、議会改革は待ったなしの状態であるといえます。皆様とともに議会改革に取り組

行による社会保障関係費の増嵩等により、地方財政の更なる悪化が懸念されております。市・区が地域住民のニーズに答え、必要な行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方税財源の充実強化が必要不可欠であることから、国に対し、これからの安定的な地方財源の確保を求めています。

3点目として、社会保障・税一体改革における地方財源の確保についてであります。社会保障制度については、その多くを地方自治体が運営・給付を行っており、相当量の単独事業も実施しております。今後、増大していく社会保障関連経費に係る地方負担

につきまして、国と地方の役割分担に並び、あらゆる場面を通じて、地方税財源の充実強化を求めています。

4点目として、地方議会の権能強化についてであります。地域主権改革が進み、地方議会の役割と責任が大きなものとなる中、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」の構築が不可欠であります。そのため、議会活動を制約している法令上の諸規定について、見直すことを強く求めていきたいと考えております。

て時代を切り開き新しい国づくりを進めた姿を見て、私もその志を引き継ぎ山積する課題にこれからは立ち向かうべく、決意を新たにしているところでもあります。

どうか、皆様方の力強いご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、各市の益々のご発展を祈念して、創刊50周年を迎えてのこの挨拶とさせていただきます。

2・3面では「自身の会長時代と本年を振り返りつつ、今後の地方議会があるべき姿を展望して」をテーマに、五本幸正・前会長（前富山市議会議長）、藤田博之・元会長（前広島市議会議長）からの寄稿文を掲載いたします。

五本前会長は、平成21年5月27日から23年6月15日に至るまで、第58代会長を務められました。藤田元会長は、19年6月19日から21年5月27日に至るまで、第57代会長を務められました。五本前会長、藤田元会長とも、自身の会長時代の状況を懐かしく思い返していらつしやいます。

第58代会長（前富山市議会議長）

五本幸正氏



全国市議会旬報が創刊以来、節目の50周年を迎えることとなりました。誠におめでとうございます。

今日を迎えるにあたり多くの課題を乗り越えながら、本紙は今や809市区の地方議会議員の皆様にとって欠くことのできない旬報となっており、敬意を表するとともに今後議員間の機関紙としての発展を望むものであります。



平成23年6月13日（内閣広報室撮影）法定化後初となる国と地方の協議の場で菅総理らと議論

さて、私が会長に就任いたしました平成21年6月は自・公政権であり、時の内閣総理大臣は麻生太郎総理でありました。この自・公政権の政策のもと、地方制度の在り方に関する検討が進められてまいりました。

その後、総選挙を経て自・

公政権から民主党政権へと政権が変わり、国と地方の協議の場の顔も麻生総理から鳩山総理、菅総理へと目まぐるしく変わり、国と地方は対等な立場から多少遠ざかったような感じがして残念に思ったものでした。

諸課題の十分な議論と提案を

なお、今後の地方議会は地域的な事情や自治体の規模に

より抱える問題点も異なりますが、それぞれの議会が諸課

自身の会長時代を振り返って

このような情勢のもと、「地方議会機能」「地方議員の地位の明確化」「議長に議会の招集権を付与すること」など、様々な課題に取組んできましたが、このような中で特に地方議会議員年金制度の見直しについては喫緊の課題でありました。

年金制度の見直しをめぐる年金対策会議や市議会議員共済会代議員会における白熱した議論や会議の熱気が、つい昨日のことのように思われます。この問題に対しては多くの意見がありました。どの意見も正論でありました。

この問題を解決するには政府だけではなく、何よりも国

民の皆様のご理解を得ることや、存続の立場をとる全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会との意見の調整もありましたが、市議会議員の皆様のご理解をいただいたことにより、三議長会での意見の集約ができ、今日に至ることができました。改めて議員各位のご理解とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

ただ、返還額については当時の国民世論への配慮や、前例として年金制度を廃止した国会議員の例がございましたので、その例に習う以外なかったこともご理解を賜りたいと願っております。

題を十分に議論しながら問題点を見出し、県単位、ブロック別の協議を得て全国市議会議長会に対し提案していくことが大切であり、今後、各市

議会は、全国市議会議長会の活動と歩調を合わせて、あらゆる機会を活用して小さな意見も政府へ届けるようにすべきだと思います。そのためには

全国市議会議員旬報 創刊50周年特別企画

自身の会長時代と本年を振り返りつつ、
今後の地方議会があるべき姿を展望して

また、今年は消費税の問題が議論される中での社会保障と税の一体改革につきましては、私も法制化後初の「国と地方の協議の場」におきまして、政府と与謝野元担当大臣に対し明確に反対の意見を申し上げてまいりました。与謝野大臣の考えは、消費税増収分のすべてを国費へ充当するとの考えと受け止めたからであります。

そうなりますと、今日まで地方自治体が独自に取組んできました多くの福祉に関する単独事業が出来なくなると考えたからであります。

地方財源の問題は今後の重要課題であり、全国市議会議長会、また地方六団体としても政府に対し強く申し上げていくべきと考えております。

全国市議会議長会も、全国の各議会の意見をしっかりと受け止め、活発な活動をさませよう願っております。

終わりに、全国市議会議長会は来年80周年を迎えますが、100周年に向かって益々発展されますとともに、議員各位の一層のご活躍をお祈り申し上げます。

第57代会長（前広島市議会議長）

藤田博之氏

私は、平成19年6月19日、第83回定期総会において、第57代全国市議会議長会会長に就任させていただきました。会長拝命の当日から定期総会の議事を執り、重責を感じつつも勝気な性格を生かし進行に臨んだことを昨日のことにように思い出します。リーダーシップを問われる職責ではありますが、これまでの議会経験を生かし、全力で駆け抜けてまいりました。

さて、私が会長に就任した19年は第29次地方制度調査会において、「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」などが審議されておりました。同調査会の委員に就任した私は、一貫して地方議会の権能強化の必要性や自主・自立性の向上を訴え続けた結果、地方議会の活動範囲の明確化、議員報酬と他の行政委員会等の報酬との規定の分離など、地方自治法の一部を改正するに至りました。

また、逼迫する地方税財源確保では、道路特定財源の暫



定税率堅持、地方交付税の還元・増額などについて、直

住民生活の向上に全力を

今年を振り返りますと、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、誰しもその記憶を消し去ることはできませんし、未来に語り継いでいかなければならない教訓を私たちに残しました。犠牲となられた御霊に対し、改めてご冥福をお祈りいたします。

私も被災地を訪れ、筆舌に尽くし難い惨状を目の当たりにいたしました。この震災の爪痕の大きさを痛感し、被災に遭われた方々が深い悲しみと苦しみの中から1日も早く

接、当時の安倍、福田、麻生内閣総理大臣に面会し、これらを強く要望いたしました。

さらに、破綻の危機に直面した地方議会議員年金制度の見直しにあたっては、市議会議員共済会の会長や特別顧問として、存続案を基本としつつも、最終的に制度廃止も止む無しとなった場合の条件も併せて主張いたしました。結果はご承知のとおり、各方面のご協力のもとで廃止した場合の要望事項をすべて実現さ

せることができ、自分としては大きな役割を果たすことができたと思っております。

忘れもしない出来事といえば20年5月29日、647市の議長とともに天皇陛下への拝謁の栄に浴し、代表して陛下の御前で「地方自治の確立と住民生活の向上に全力を挙げ



平成19年7月3日・第29次地方制度調査会の第1回総会に出席(右から2人目)し議論した

に議論し、的確な判断を期待するものであります。

国と県、県と政令指定都市間等における二重行政の解消や、大都市のあり方等が取り

関係各位に感謝をいたしております。

このように、全国市議会議長会会長及び市議会議員共済会会長として、当時の難題に真正面から向き合い、その一つひとつに一定の成果を出せたのではないかと思います。お力を頂戴した関係者の皆様に改めてお礼を申し上げる次第であります。

一方、広島市議会では、17年7月から第72代・第73代広島市議会議長として、23年5

沙汰されている今日、地方議会、議員の役割も大きな変革の時代を迎えております。

市、町、村という自治体こそが、住民にとって最も身近であり、密接に関係する存在であることは紛れもない事実であります。将来に向け、基礎自治体のあり方を論ずること

とも重要かと思いますが、数年来、地方分権改革・地域主権改革と呼ばれながら、地方議会に身を置く者として、一向に実感が湧かないのもまた事実であります。住民のニーズをより把握できる現行の市、町、村に対し、積極的かつ早期に権限と税財源を移譲

月の任期満了まで5年10カ月間、務めさせていただきました。

その広島市議会の運営においては、自らは常に是々非々の関係に立ち、本市の重要案件の取り扱いについて日々真剣に思慮しながら、議事運営等に臨んでおりました。

また、議会改革の必要性を先頭に立って訴え、議員定数の削減や議会基本条例の制定をはじめ数多くの議会改革を強力に進めてまいりました。

すること、当該自治体が真に自主、自立性を発揮できる環境を整えることが先決と感じております。その中で、地域のために汗を流し、真に信頼される議員が育っていく環境も同時に整えば良いのではと感じております。

いつの時代にあっても、地方議会議員の役割において、「住民生活の向上に全力を挙げる」ことは不変であります。私の座右の銘である「衆心成城（心を合わせれば城が築けるほどの大きな力を発揮する）」を常に心がけ、これからも日々精進をしていく決意であります。

2・3面に引き続き同じテーマにより、4面では国松誠・元会長（元藤沢市議会議長）、5面では片山尹元会長（元北九州市議会議長）からの寄稿文を掲載いたします。

国松元会長は、平成17年5月25日から19年3月28日に至るまで、第56代会長を務められました。片山元会長は、15年6月19日から17年2月9日に至るまで、第55代会長を務められました。折しも三位一体改革の最中の会長就任となりました。

第56代会長（元藤沢市議会議長）

国松 誠氏



全国市議会旬報の創刊50年、心よりお慶び申し上げます。

私の会長時代は、平成17年から19年であり、折しも小泉内閣における三位一体改革の真最中でありました。

また、11年から始まった合併もピークを迎えていました。特に私が就任いたしました17年5月は全国の市数が763市（東京23区を含む）でありましたが、19年3月末には805市（東京23区を含

む）へと激増していました。

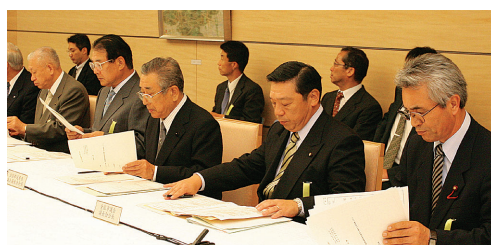
多くの自治体が、その長い歴史に幕を閉じ、新しいまちへと期待を込めて生まれ変わっていったと申し上げたいところですが、そればかりでは

自身の会長時代を振り返って

「国と地方の協議の場」においては、各省庁と地方六団体が対立する場面もありました。この三位一体の改革は、残念ながら未だ道半ばで積み

残した課題は数多くあると感じています。真の地方分権を勝ち取るためのハードルは高く、また、それぞれの団体で考え方も違い容易にいきませ

一方で議員年金問題についても議論が始まっていました。既に廃止が決定しましたが、私の任期中は存続を決定し、町村議会議員年金との財政統合も決めました。この議員年金についての話し合いは、私にとりまして苦痛であったことは間違いありません。負担率の増加や支給率の減少については、現職の若手市議会議員や退職し受給者となった議員OBから批判を浴びたことを今となつては、懐かしく思い出します。



平成17年10月12日・総理官邸で開かれた法定化前の国と地方の協議の場に出席(右から2人目)

地方議員は常にスキルアップを

具体的に申し上げれば地方六団体のなかでも、広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村の考え方の違いや、知事会、市長会、町

村長会という執行機関と三議長の考え方の違いなど、各団体間での微妙な溝は確かにありました。

しかし当時を振り返れば、それを乗り越えて六団体の長が一致結束し、国に対して更なる地方分権を訴えたのであります。「三位一体の改革が、更なる中央集権の強化につながらないために」という強い思いがありました。

私は現在、神奈川県議会に活動の場を移しました。特に私たちの議会は、議員の身分について制度化を模索しています。これにつきましては超党派で議員連盟を立ち上げ研究しています。残念ながら地方議会に造詣の深い学識経験者があまりにも少ないことに驚きました。

私が、危機感を感じていますのは、地方議会の役割を一面から見ると軽くしているという学者の考えに同調するマスコミが散見されることです。

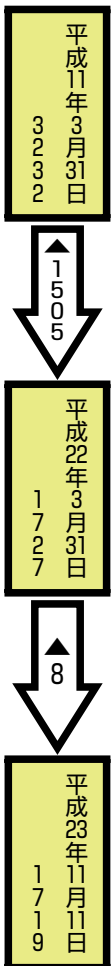
首長は、パブリックコメントなどの手法を使って市民意見の聴取を行っています。議会も諸課題に対して、執行機関並みの権限を与えられてしかるべきであります。

特に地方自治は二元代表制である以上、執行機関に偏った権力配分は独裁とまでは言わないものの、首長の独走を招きかねません。

地方議会の発展こそ地方の発展へ繋がるものと信じます。そのためには私達地方議員が、スキルアップを図っていかねばならないと考えております。

結びに、全国で活躍中の議員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます。

市町村合併の進展状況



平成17年9月22日・総務大臣と六団体の会合に出席(左)

第55代会長(元北九州市議会議長)

片山 尹氏

今回、全国市議会旬報創刊50周年を迎え、全国市議会議長会から寄稿の依頼があり、当時の旬報を再度見返しました。私は、第79回全国市議会議長会定期総会が開催された平成15年6月から、北九州市議会議長の職を辞した17年2月まで会長を務めさせていただきました。私の会長時代は、三位一体の改革から始まり、三位一体の改革に終わつたと言っても過言ではありません。ご承知のとおり三位一体の改革は、当時の小泉総理が提唱、国庫補助負担金を削減、その分を地方へ基幹税として移譲、地方の自主的、自立的な行財政運営を確立しようとするものであります。当時、6ヶ月間にわたり毎



週、経済財政諮問会議や地方制度調査会などに出席し、地方の行財政基盤の充実強化を強く要望したことを思い出し

最近の地方議会の状況

一方、最近の地方議会は、首長と議会が対立する中で、市民から本場に議会は必要なのかと、その存在価値が問われております。

「議会からは、政策に関する議員提出議案がほとんど出されておらず、政策立案機能がないのではないか」「首長から提出された議案についても、ただ追認するだけでチェック機能が十分果たされていくのか」など、さまざまな意



平成16年11月17日・武道館におき三位一体改革実現を求める地方分権推進総決起大会で

ます。また、16年11月に日本武道館で開催された「地方分権推進総決起大会」では、議長ら自治体関係者が9200人も参集し、「地方分権推進に向け、真の三位一体改革の実現を」と訴えたことを覚えております。

これは画期的であり、地方にとつて大きな前進であったと思っております。

「国と地方の協議の場」については、今年4月に地域主権関連3法が成立しており、今後、国と地方の役割分担や地方財政、地方税制などについて国と協議が行われることとなります。関谷会長はじめ全国市議会議長会の皆様は、ますます大変だと思えますが、真の分権型社会の実現に向けて全力で取り組んでいたのだと思います。

見が市民の皆さんから出されております。

私自身このような状況に大

きな危機感を持ち、北九州市議会において、昨年の3月に議会基本条例検討会を立ち上げたとき、自ら進んで同検討会の座長を引き受けさせていただきました。

積極的な議会改革を

一問一答方式については12月定例会から実施し、まだ改善すべきところは多々ありますが、市民からは議会の議論が分かりやすくなったと好評を得ております。また、議会

基本条例の検討では、議会報告会等の一部事項において反対意見もありましたが、全会派一致で制定したいの思いから、とことん議論を尽くしました。当初は1年間での制定を予定しておりましたが、今年の10月にやっと全会派一致で制定することができました。

当市議会の基本条例では、

「市民との協働による開かれた議会の実現」を目指し、常任委員会の改革に取り組みことや本会議において質疑、質問の一問一答方式を採用することを決めました。また、政

令指定都市では、あまり実施されていない議会報告会についても、市民の意見を幅広く聞くため、実施することといたしました。

ラシや資料の作成など開催準備を議員自らが行っており、さらに議員が駅前で報告会のPRチラシを配布したり、会場前で旗を持って呼び込みをしたりと、過去の当市議会では考えられない変化がありました。議会基本条例の制定をきっかけに、各議員の意識が大きく変わったのではないかと思います。

常任委員会の改革においても、所管事務調査や議員間討議などに取り組んでおり、私自身も今後、当市議会がどのように変わっていくのか、とても楽しみにしております。

地方議会は今、大きな転換期を迎えているのではないかと思います。地方議会は、その活動について市民への説明責任を果たすとともに市民の多様な意見を把握し、積極的に諸課題の解決へ取り組み市民の負託に応えていかなければ、将来はないと考えております。現在、議会基本条例は全国で約150市議会が制定しておりますが、各地方議会が、今後議会基本条例の制定を含め、積極的に議会改革に取り組んでいただければと思っております。



関谷会長と東北議長会役員が

東日本大震災にかかると運動

平野震災復興相らへ要請

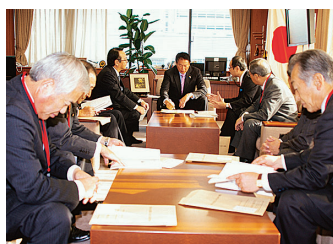
関谷博・本会会長、東北市議会議長会役員は12月15日、「東日本大震災からの復旧・復興に関する要望」を携え、政府や与野党幹部へ協力を要請した。要望の取りまとめは東北議長会が実施。復旧・復興予算の総額確保と被災地の実態に即した財政支援の実施、原発事故への対応など、8本の柱で構成されている。

原発事故の関係では、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、放射性物質による汚染への対応に自治体は追

われているが、除染費用や空間放射線量率測定器の購入費など、自治体の負担は多額に及んでいる。よって、これまでも今後、原発事故へ対応するための費用は全額を国で負担することなどを求めている。また、復興基本法に盛り



右から2人目が福田昭夫・総務大臣政務官 (総務省にて)



写真中央が北神圭朗・経済産業大臣政務官 (経済産業省にて)



写真右が高山智司・環境大臣政務官 (衆議院議員会館にて)

込まれた「復興庁」の早期設置や、今後の防災対策のあり方などについても求めている。

当日、面談し要請した相手は、面談順に次のとおり。

▽福田昭夫・総務大臣政務官
▽鈴木克昌・民主党筆頭副幹事長▽池田修次・民主党企業団体対策委員長▽末松義規・総理大臣補佐官 (東日本大震災復興対策、少子化対策及び自殺対策担当)▽井上義久・公明党幹事長▽北神圭朗・経済産業大臣政務官▽高山智司・環境大臣政務官▽谷垣禎一・自民党総裁▽大島理森・自民党副総裁▽平野達男・東日本大震災復興担当大臣

参加者は次のとおり。

▽本会会長▽関谷博・下関市議会議長▽東北市議会議長会会長・同議長会宮城県支部長▽佐藤正昭・仙台市議会議長▽岩手県支部長▽村田芳三・盛岡市議会議長▽岩手県副会長▽伊藤明彦・陸前高田市議会議長▽宮城県副会長▽渡邊武・名取市議会議長▽秋田県支部長▽小木田喜美雄・秋田市議会議長▽山形県支部長▽加藤孝・山形市議会議長▽福島県副会長▽鈴木忠夫・須賀川市議会議長

自治法改正で意見

地制調第2回総会で成案まとめる

関谷博・本会会長 (下関市議会議長) らは、12月15日開催の第2回地制調総会で「地方自治法改正案に関する意見」をまとめた。

【7面から9面へ意見掲載】

8月24日に開かれた第1回総会は、菅直人・内閣総理大臣 (当時) から「議会のあり

方をはじめとする住民自治のあり方」など3点が諮問された。しかし、諮問事項の審議に先立ち、住民自治の強化規定などを盛り込んだ地方自治法の一部改正案について審議することとされていた。

自治法改正案は▽地方議会制度▽議会と長との関係▽直

接請求制度▽住民投票制度の創設——など6本の柱で構成されている。改正案では地方議会の会期について、条例により定例会・臨時国会の区分を設けず、通年の会期を採用することができるよう、規定の改正を目指していた。また、条例により毎月1日以上の定例会を設けるよう求める内容となっていた。意見では、会期の始期を条例へ委ねるべきと指摘している。

第30次地方制度調査会第2回総会資料

地方自治法改正に関する意見

総会終了後に西尾会長が野田総理へ手交

当調査会は、総務省が第177回国会提出に向けて検討してきた地方自治法改正案（以下「原案」という。）について、総務大臣の要請を受けて本年8月以降審議してきた。

民が議会の審議に参加し易くなるような仕組みも必要である。

このためには、議会制度のあり方にとどまらず、より幅広い層の住民が政治に参加できるようにする観点から労働

当調査会として、原案のうち地方六団体との間で特に議論となっている事項について、地方六団体の代表とも意見交換を重ね慎重に審議した結果、以下のとおり意見を取りまとめた。

法制を見直したり、幅広い層の住民が議員となつて活動することを可能とするような議会運営の仕組みを導入したりするなど様々な方策を多面的に講じていくことが必要であると考えられる。

1 地方議会の会期

議会が地方公共団体の意思を決定する機関として適切な役割を果たすためには、多様な住民の意見を反映し集約する機能を果たすことが期待されている。

このような観点から、なるべく幅広い層の住民が議会の議員として参画できるような環境を整備するとともに、住

原案は、現行の定例会と臨時会によって構成された議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるものとするものである。この方式を選択し定例会を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開くこととする

原案は、会期の始期を1月に限定することとしているが、例えば議会の議員選挙後から会期を開始する場合等も想定されることから、必ずしもこれに限定する必要はなく、会期の始期は条例に委ねることとすべきである。

また、原案は、条例で毎月1日以上以上の定例会を定めることとしているが、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、会議の日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はないものと考えられる。この場合において、今回の制度改正の趣旨が現行の定例会・臨時会とは異なる議会運営の方式を導入することにあり、住民にとって予見可能性のある形で会議が開かれる

この方式を選択する途を開くことによって、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、その制度化を図るべきである。

原案は、長等の議会への出席義務について、定例会及び議案が審議される日に限定することとしているが、地方公共団体を代表する立場にある長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようになるべきである。

響は生じず長は政治的責任のみを負うこととなっている。しかしながら、このうち条例と予算は議会の最も基本的な権限であり、これらの専決処分が不承認となった場合について何らの法的効果も生じないとして現行制度は、そのあり方に問題が残されているものと考えられる。

議会の不承認に何らかの法的効果を生じさせる制度を導入するにあたって、議会が不承認とした場合、当該専決処分についてはその時点から将来に向かって法的な効力を失わせるという制度も考えられるが、一方で円滑で安定的な行政運営や既に形成された法律関係等による利害関係者等に生じる影響等を考えれば、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

原案は、専決処分の効力そのものには影響を与えず長に対して将来に向かって一定の措置をとることを義務付けるものであつて、専決処分によって既に生じた法律関係にも配慮されており、その制度化を図るべきである。

2 専決処分

3 直接請求制度

(1) 解散・解職の請求に必要な署名数要件等

直接請求制度は、地方自治制度に特徴的な住民の権利として位置づけられており、どの地方公共団体においても必要な場合には有効に機能するようにしておくことが望ましい。

【8面へ続く】

【7面から続く】

直接請求のうち、議会の解散及び議員、長又は主要公務員の解職の請求については、特に人口が多い地方公共団体において必要な署名の収集が事実上困難であることから、

平成14年改正により有権者数40万超の部分について署名数要件が1/3から1/6に緩和された。しかしながら、この改正後においても都道府県や政令指定都市で請求が成立したのは1件のみであり、依然として人口が多い団体では機能しにくい状況にある。

長と議会の対立が深刻化したときには、住民の主体的な行動により事態を開く途が実質的に開かれた状態にしておくことが必要であると考えられる。

このような見地から、都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体については、有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべきである。

署名収集期間については、現行制度では都道府県2ヶ月、市町村1ヶ月となっているが、政令指定都市には一部

の県よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集期間について都道府県と同様に2ヶ月に延長すべきである。

(2) 条例の制定・改廃の請求対象

直接請求のうち条例の制定・改廃請求の対象については、地方自治法制定時(昭和22年)にはその対象の制限はなかったが、昭和23年の改正によつて地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例が除外された。

この改正は、地方自治法制定直後(昭和22年5月3日)から昭和23年改正の施行日直前(昭和23年7月31日)までの間、電気ガス税を中心とした地方税の減税を求める税条例の改正請求が多数行われ、そのほとんどが否決されたこと等の事情を踏まえて行われたものである。

しかしながら、地方税をはじめとする地方公共団体の収入に関する事項について住民の意思が適確に反映されることは、住民自治の観点から極めて重要である。

昭和22年当時は、いまだ戦

後でもない時期であり住民の経済状況も極度に逼迫していた事情もあってこのような改正が行われたものと考えられるが、経済状況も大きく変化した今日、本来あるべき姿に立ち戻り、住民自治の充実・強化の観点から地方税等に関する事項を条例制定・改廃請求の対象とすることを基本とすべきであると考ええる。

住民に身近な使用料や手数料などについて直接請求の対象から除外されていることにより、受益と負担の関係について住民自らが真剣に議論する契機が失われている状態にあるとも考えられる。

直接請求が成立した場合においても、実際に条例の制定・改廃が行われるためには議会の議決が必要であり、最終的な判断は議会に委ねられている。地方税等に係る住民からの提案について議会が真剣な審議を行うことは議会の活性化にも資するものであり、この点からも地方税等に関する事項を直接請求の対象とすることについては意義があるものと考えられる。

地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、長年、地方税等に係る条例が直接請求の対象とされてこなかったこと等を踏まえ、当面は、地方税全てを対象とするのではなく一部の税目に限定したり、50分の1となつて署名数要件を地方税等については引き上げたりするといった方策をとることも考えられる。また、直接請求の対象となる地方税等の収入の増減に見合う歳出を明らかにした上で議会で審議することが必要であるという指摘もある。

以上を踏まえ、対象とする地方税の内容、署名数要件のあり方等について更に検討を加えた上で制度化を図るべきである。

一方、制度化にあたっては、地方公共団体の財政運営に与える影響や地方財政の極めて厳しい現状等への考慮も必要である。また、ギリシャの財政危機に端を発した世界経済の不安定な状況が続いており、我が国においても社会保障・税一体改革についての議論が進められている。このような状況を踏まえれば、制度化の時期については、今後の経済状況の推移や改革の実

施状況等を十分見極めて検討する必要がある。

4 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度

我が国の地方自治制度の基本は代表民主制であり、住民の選挙を通じて選ばれた長や議会がまず、住民の意思を反映する役割を果たすことが前提である。

一方、地方公共団体の行政運営に対する住民の信頼の確保や住民の参加の観点等から、各地方公共団体においては現在も色々な住民意思の把握手法が活用されており、条例に基づく諮問的な住民投票についてもこれまで様々な形で実施されている。

このような状況を踏まえ、代表民主制を補完する制度の一つとして、住民投票制度を法制化し、投票によつて示された住民の意思に地方公共団体が法的に拘束される制度の導入について途を開くことは、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるための有益な試みであると考えられる。

制度化にあたっては、地方公共団体の自主的な判断を尊

重する観点から制度の導入を一律に義務付けるのではなく、条例で選択する仕組みとすべきであり、長及び議会が適切な情報を住民に積極的に提供し住民が十分な情報を得た上で投票を行うことができれば、よりよい仕組みとすべきである。

原案は、受益と負担の関係や将来世代への負担のあり方について住民の関心が高いことを踏まえ、住民が直接利用する中核的な行政サービスである大規模な公の施設の設置に住民投票の対象を限定することとしており、当該施設の設置について、条例を制定することによつて住民投票の対象とすることを可能とするものである。

具体的には、長が大規模な公の施設の目的、位置、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め議会の承認が得られた場合に限り住民投票を実施することとしている。この手続きにより、議会審議等を通じてその対象に係る必要な情報や論点が住民に明らかにされるとともに、議

【9面へ続く】

【8面から続く】

会の役割すなわち代表民主制と直接参政制度との調和に配慮されていると考えられる。しかしながら、長と議会が承認した場合に住民投票を実施する仕組みでは、長や議会の側に住民投票を導入しようとする動機が働かないのではないかという指摘もある。また、大規模な公の施設を設置する住民投票により決定することについては、施設を設置場所や規模など多様な論点があるにもかかわらず、結果として設置の是非のみが問われることとなり、その手法として

適当ではないのではないかと考える方もある。一方、住民投票を制度化するのであれば、その対象は大規模な公の施設の設定ではなく、地方公共団体の存立に関わる重要な事項である市町村の廃置分合や長と議会が対立した案件等とすべきではないかという考え方もある。さらに、住民投票に効果については、その拘束力が及ぶ期間のあり方についても検討する必要がある。

以上を踏まえ、拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるもの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきである。

5 一部事務組合等

その手法として、市町村間での事務の共同処理に係る広域連携の仕組みをより活用しやすいものにしていく必要がある、一部事務組合等についてもこのような観点から制度の見直しが必要である。

一部事務組合等からの脱退については、現行制度では、構成団体に脱退の意思があっても全構成団体の議会の議決を経て行う協議が整わなければ脱退できないこととされている。そのため、一部事務組合等の設立後長期間経ったことによる事情変更などがあっても

事務処理の枠組みを容易に変更できないという支障が生じることとなっており、このことが、新たに広域連携を活用することに踏み出すことに躊躇する一因にもなっているものと考えられる。

このような状況を踏まえると、原案のように一部事務組合等からの脱退について予告を行うことで一定期間経過後に脱退を可能とする仕組みを導入すべきである。

制度化にあたっては、一部事務組合等の安定的な運営に影響が生じないようにするため、予告期間については、12/15日の第30次地方制度調査会第2回総会で決定。

議会人事

議 会 人 事

▼議長

▽東近江 畑 博夫(10・31)

▽村山 能登淳一(11・1)

▽志摩 杉木弘明(11・1)

▽米原 堀川弥二郎(11・1)

▽朝来 中島利信(11・1)

▽佐賀 福井久男(11・1)

▽湖南 森 淳(11・2)

▽浜田 濱松三男(11・2)

▽湯沢 藤原一男(11・4)

▽五泉 林 茂(11・4)

▽甲賀 岩田孝之(11・4)

▽鶴岡 野村廣登(11・7)

▽南国 野村新作(11・7)

▽安曇野 高山一榮(11・8)

▽横手 佐藤清春(11・10)

▽由布 生野征平(11・10)

▽南魚沼 阿部久夫(11・11)

▽牧之原 小杉康男(11・11)

▽龜山 小坂直親(11・11)

▽豊岡 森田健治(11・11)

▽伊達(北海道) 寺島 徹(11・14)

▽泉南 竹田光良(11・14)

▽平戸 住江高夫(11・14)

▽岡崎 坂井一志(11・15)

▽東大阪 平田正造(11・15)

▽岩国 松本久次(11・17)

▽佐賀 村上栄三郎(11・18)

▽酒田 村上栄三郎(11・18)

▽いちき串木野 下迫田良信(11・18)

▽海老名 氏家康太(11・24)

▽朝霞 浅川万次郎(11・24)

▽南あわじ 楠和廣(11・24)

▽匠瑳 荻谷進一(11・25)

▼副議長

▽浦添 比嘉讓治(9・12)

▽東近江 河並義一(10・31)

▽村山 須藤和幸(11・1)

▽志摩 杉本三八一(11・1)

▽米原 北村喜代信(11・1)

▽朝来 上道正明(11・1)

▽佐賀 山本義昭(11・1)

▽伊達(北海道) 植中都(11・2)

▽湖南 山田義喜(11・2)

▽浜田 高橋政藏(11・4)

▽湯沢 相田 豊(11・4)

▽五泉 橋本律子(11・4)

▽甲賀 今野良和(11・7)

▽鶴岡 竹内克憲(11・7)

▽南国 山田高久(11・8)

▽安曇野 高橋勝義(11・10)

▽横手 工藤英雄(11・10)

▽由布 今井久美(11・11)

▽南魚沼 本杉光雄(11・11)

▽牧之原 片岡武男(11・11)

▽龜山 椿野仁司(11・11)

▽豊岡 廣内孝次(11・24)

▽岡崎 椎名嘉寛(11・25)

▽匠瑳 貴船 齊(11・17)

▽岩国 高橋千代夫(11・18)

▽酒田 東 育代(11・18)

▽いちき串木野 藤澤菊枝(11・24)

▽海老名 篠原一寿(11・14)

▽南あわじ 辻 賢治(11・14)

▼事務局長

▽三好 佐藤隆久(10・1)

議会所在地変更

▽佐野市(栃木県)
〒327-0831
佐野市浅沼町978
電話番号及びFAX番号ともに変更なし

お知らせ

本紙1月5日付第1819号は、第1820号と併せ、1月15日付第1819・20号として発行します。

分科会・定例会を相次いで開催 国と地方 協議の場 消費税増収分で攻防

12月15日、国と地方の協議の場が総理大臣官邸で開催され、関谷博・本会会長（Ⅱ下関市議会議長）が本会を代表し出席した。これは12月12日に総理大臣官邸で開かれた第3回社会保障・税一体改革分科会の議論を踏まえたもの。12日の分科会では、地方単独事業の取り扱いに焦点を当てた。分科会には本会を代表し、水野淳・本会副会長（Ⅱ八王子市議会議長）が出席、政府側と議論を交わした。

第3回分科会に水野副会長が出席 地方単独事業を議論

2010年代半ばまでに実施予定の消費税5%引き上げの配分を巡り、12日の社会保障・税一体改革分科会では、

地方単独事業の取り扱いについて議論した。総務省が11月10日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」によれば、地方単独事業の総額は6・2兆円。消費税引き上げ分を充てる「医療」「介護・高

と、3経費に該当する事業は約3・8兆円。総務省の調査結果と乖離がある。国民健康保険の取り扱いなど、地方単独事業に対する意見の違いが顕著なためだ。厚労省の考え方では、市町村から国保へ繰り入れている費用を3経費の該当から外している。

国保は加入者の高齢化や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている。事実、国保に加入している65〜74歳の割合は31・4%と他の保険料と



水野淳・本会副会長
(八王子市)

比でも著しく高いⅡ資料参照。
市町村国保の一般会計繰り入れなどは地方が主体となって実施している。消費税増税による増収部分は国保をはじめ、地方単独事業の財源に十分配慮する必要がある。

第3回定例会に関谷会長が出席 喫緊の諸課題を議論

12月15日に第3回となる国と地方の協議の場が開催。地方側と国が議論を交わした。当日のメインテーマは▽地方財政対策の強化について▽社会保障・税一体改革について▽子どもに対する手当等の見直しについて▽国庫補助金の一括交付金化について――の4本。



関谷博・本会会長
(下関市)

うち社会保障・税一体改革については3回に及ぶ分科会での意見を踏まえ、消費税引

き上げによる増収部分について、地方単独事業へ振り分けることを要求した。地方単独事業のうち、国保財政などは特に喫緊の課題。事実、平成21年度の市町村国保の決算をみると、単年度収支（赤字補填分の一般会計繰入金を除いたもの）で3240億円の赤字。市町村財政を大きく圧迫している。国保をはじめとした地方単独事業を維持するためにも、ただでさえ国からの財源支援措置が欠かせない。

このほか、「子どもに対する手当等」についても議論。国は対23年度比で倍増となる9800億円の負担を地方へ求めている。本来、地方負担は平成22年度限りの暫定措置。ところが政府は、23年度も地方へ負担を強いばかりか24年度には、従前を越える負担を地方へ強いる構えをみせている。国と地方の協議の場を今後とも活用し、国は地方の声に対し真剣に耳を傾ける必要があるといえる。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成22年3月末)	1,723	1	1,473	83	47
加入者数 (平成22年3月末)	3,566万人 (2,033万世帯)	3,483万人 被保険者1,952万人 被扶養者1,531万人	2,995万人 被保険者1,572万人 被扶養者1,423万人	912万人 被保険者447万人 被扶養者465万人	1,389万人
加入者平均年齢 (平成21年度)	49.5歳	36.2歳	33.9歳	33.4歳	81.9歳
65〜74歳の割合	31.4% (平成21年度)	4.8% (平成21年度速報値)	2.6% (平成21年度速報値)	2.6% (医療費の動向)	3.2% (H21年報)
加入者一人当たり医療費 (平成21年度) (※1)	29.0万円	15.2万円	13.3万円	13.5万円	88.2万円
加入者一人当たり平均所得 (平成21年度) (※2)	91万円 一世帯あたり 158万円	139万円 一世帯あたり (※3) 245万円	195万円 一世帯あたり (※3) 370万円	236万円 一世帯あたり (※3) 479万円	80万円 (平成22年度)
加入者一人当たり平均保険料 (平成21年度) (※4) (事業主負担)	8.3万円 一世帯あたり 14.7万円	8.6万円 (17.1万円) 被保険者一人あたり 15.2万円 (30.3万円)	9.0万円 (20.0万円) 被保険者一人あたり 16.9万円 (33.6万円)	11.0万円 (22.0万円) 被保険者一人あたり 22.4万円 (44.8万円)	6.3万円
保険料負担率 (※5)	9.1%	6.2%	4.6%	4.7%	7.9%
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の 50%	給付費等の 16.4% (※6)	財政窮迫組合 に対する定額 補助	なし	給付費等の約 50%
公費負担額 (平成23年度予算ベース)	3兆4,411億円	1兆1,108億円	18億円		5兆8,006億円

(※1) 加入者一人当たり医療費について、協会けんぽ及び組合健保については速報値である。また共済組合は審査支払機関における審査分の医療費（療養費等を含む）である。
(※2) 総所得金額等（収入総額から必要経費や給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの）を指す。
市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額及び山林所得金額」に「雑所得の繰越控除額」と「分離課税所得金額」をくわえたもの。市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」による。
協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」（標準報酬総額を加入者数で割ったもの）から給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。
(※3) 被保険者一人あたりの金額を表す。
(※4) 加入者一人あたり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。
(※5) 保険料負担率は、加入者一人あたり平均保険料を加入者一人あたり平均所得で除した額。
(※6) 平成22年度予算における22年6月までの協会けんぽの国庫補助金は、後期高齢者支援金に係る分を除き、13.0%。
(※7) 介護納付金、特定健診、特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

平成23年12月5日 社会保障審議会医療保険部会
厚生労働省提出資料

平成24年度税制改正大綱が12月10日に閣議決定された。国と地方の最大の争点だった「車体課税」では、自動車重量税が1500億円減で決着。「免税軽油制度」も3年間の期間延長が図られた。免税軽油制度については、地方から存続を求める声が多い。本会が集計した「9月定例会の意見書・決議の状況(上)」によれば、全国で83件の意見書が採択されている。本紙第1817号掲載。

「車体課税」の取扱い

地方財政に配慮

綱に盛り込んだ。

「車体課税」のうち、自動車取得税については減税措置や税そのものの廃止を見送り、自道車重量税については全体で1500億円の減税を実施することで決着した。

自動車重量税では従来、自家用乗用車で重量0・5トあたり年間50000円の税金が課されていた。今回の改正では、一定の燃費基準を達成した車について自動車重量税の税額を半減させる。燃費基準を未達成の車についても配慮し、新車登録後13年未満であれば、重量0・5トあたり年間で9000円の減税実施を大

平成24年度 税制改正大綱を 10日に閣議決定

自動車重量税の減税による地方の減収分に対しては、「エコカー減税」の制度改正で対応する。減税の対象車を絞り込み、地方の減収分を穴埋めする考えだ。8月時点における今年度の実績では、登録された新車の約8割がエコカー減税の対象車であり、地方財政を圧迫している。エコカー減税の仕組みが、地方税である自動車取得税を軽減する制度であるためだ。

エコカー減税の対象は、一定の排出ガス及び燃費性能を備えた新車。対象期間を平成21年度から23年度までの取得に限定していた。今回の決定により制度自体は3年間の期間延長が図られたものの、24年度からは今より厳しい燃費基準を設け、対象車を減らす方向としている。

川端達夫・総務大臣も13日の記者会見で「エコカー減税

平成24年度税制改正大綱抜粋

▽個人所得課税

給与所得控除の見直し
退職所得課税の見直し
租税特別措置等
その他

▽資産課税

固定資産税・都市計画税の

見直し

復興支援措置

その他の租税特別措置等
その他
法人課税
研究開発税制
環境関連投資促進税制
中小企業税制

復興支援措置

その他の租税特別措置等

消費課税
車体課税
地球温暖化対策のための税
租税特別措置等
その他



経済同友会で講演する関谷会長（写真中央）

本会の関谷博会長（下関市議会議員）が講演するため12月14日、経済同友会の地域主権型道州制委員会に出席した。題して「地方議会改革の課題と方向性」。会場の東京・霞山会館には、同委員会に名を連ねるメンバーのうち23人が出席。講演終了後には関谷本会会長に対し、熱心に質問していた。

地方議会改革の課題と方向性

経済同友会で関谷会長講演

講演で関谷会長は地方議会の現在の姿をボクシングに例え、「地方議会は『お釈迦様の手の平の上の孫悟空』というほど、首長と比べて立場が弱いわけではない」「しかし、同じリングに上がっていても、首長はヘビー級で議会はミニムム級」と比喻。地方議会の招集権を首長が持っている現状を皮肉った。

地方の意見を踏まえ

免税軽油存続へ

の対象車減による自動車取得税の増収分と自動車重量税の

軽油引取税の課税免除は、平成24年3月31日で廃止されるはずだった。しかし、今回の改正で「軽油引取税の課税免除措置の特例措置」として

適用期間を3年間延長することが決まった。

軽油引取税は本来、道路整備などの道路特定財源として課される目的税。平成21年度限りで道路特定財源が廃止されたことにより、軽油引取税も一般財源化され、免税措置を設ける根拠を失った。道路

目的税であれば道路を使用する車両のみが課税対象となるが、普通税へ移行すれば軽油の利用そのものに税負担が発

生するためだ。これまで課税免除となっていた船舶、農林水産に使用する機械も、普通税への移行に伴い税負担を余儀なくされる。

軽油引取税の免税措置は営業や漁船操業など、エネルギーとして燃油を大量に使用する産業にとって欠かすことができない。しかし、近年の急激な円高・燃油価格高騰などにより中小企業や農林水産業の経営が悪化。免税措置が廃止されれば、経営不振にあえぐ企業や産業をさらなる危機へと追い込むこととなる。地方からの制度存続に対する意見の高まりもあり、政府も免除措置の延長を決断した。

議会

トピックス

「電力多消費型経済からの転換」が最多

9月定例会の意見書・決議の状況 (下)

「意見書・決議の議決状況」(下)では、「電力多消費型経済からの転換」が最多となった。東日本大震災、同震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、各電力会社の電力供給体制に不備が発生。東京電力と東北電力管内では今夏、電気事業法に基づく電力使用制限が実施されたことを受け、抜本的な節電対策の実施を政府へ求めている。

「電力多消費型経済からの転換」を求める意見書では、家庭向けの▽節電エコポイント(仮称)制度の創設▽住宅エコポイント制度の再実施――を求めている。また、事業所等における省エネ投資を促進するため、税制・財政・金融面での支援措置を講じるよう求める内容となっている。節電エコポイントについては9月9日、鉢呂経産相(当時)が記者会見で、第3次補

正予算への計上を検討しているが、事務費がかさむ点を考慮し見送ったことを明らかに補助金制度の創設を表明。2

000億円を要求し、制度創設に意欲を示していた。11月21日に成立した3次補正では「節電エコ補助金等」として2324億円が計上され、一般家庭や中小企業等が蓄電池などの節電設備を導入すれば、国が購入費を補助することとなった。

万ポイント、被災地に該当しない地域は15万ポイントが付与される。工事対象期間は、新築なら平成23年10月21日から24年10月31日、リフォームなら11月21日から24年10月31日。なお、従前のポイント制度では全国一律30万ポイントが付与されていた。

住宅エコポイントについては同じく第3次補正で、東日本大震災の被災地へ支援を手厚くし制度を再開。エコ住宅を新築する場合、被災地は30

意見書・決議の議決状況 (下)

(23.8.1~10.31)

件名	意見書	決議
【建設・運輸・郵政・国土保全】	【 99 】	【 3 】
○J R 三島(四国、北海道、九州)等・貨物会社に係る税制特例の継続	42	—
○郵政改革法案の早期成立	19	—
○東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通	8	—
○住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実	4	—
○日本海国土軸の構築と社会資本整備	3	—
○その他	23	3
【労働・商工】	【 61 】	【 1 】
○円高・デフレを克服する経済対策	46	—
○協同労働の協同組合法の速やかな制定	2	—
○国の雇用創出基金事業の継続、改善	2	—
○公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保	2	—
○その他	9	1
【警察・防災・消防】	【 123 】	【 5 】
○学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設	61	—
○原子力発電所における国の防災指針の見直し	26	—
○取調べの全課程の可視化	4	—
○緊急事態法の早期制定	3	—
○その他	29	5
【外交・防衛・国際関係】	【 18 】	【 3 】
○尖閣諸島をはじめ我が国の領土領海を守る措置	6	—
○北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決	6	—
○その他	6	3
【社会・くらし】	【 203 】	【 2 】
○電力多消費型経済からの転換	63	—
○地方消費者行政に対する国の実効的支援	38	—
○子ども・子育て新システムの撤回・慎重な対応	22	—
○離島振興法の改正・延長	10	—
○灯油高騰への緊急対策	5	—
○その他	65	2
【その他】	【 3 】	【 6 】
【合計】	【 507 】	【 20 】
【総合計】	【 1212 】	【 35 】